高等学校における教科「福祉」と「総合的な学習」

---現状と課題 ---

藤岡 秀樹

(京都教育大学 教育学科)

The subject "Welfare" and integrated learning in senior high schools :

—the presence condition and the problem—

Hideki FUJIOKA

2006年11月30日受理

抄録:最初に,1999年に改訂された高等学校学習指導要領に新設された教科「福祉」の創設経緯とカリキュラムの内容について紹介した。次に,教科「福祉」と「総合的な学習の時間」の福祉領域の現状や特徴を紹介し,課題について論じ,併せて教科「福祉」と「総合的な学習の時間」の福祉領域の関連性についても論じた。最後に,福祉教育の課題についても考察した。

キーワード: 教科「福祉」,「総合的な学習の時間」, 福祉教育, 高等学校

I. はじめに

1998年7月に理科教育及び産業教育審議会の答申(「今後の専門高校における教育の在り方について」)が出されたが、そこには社会の変化や産業の動向等に適切に対応した専門高校における教育の展開の方策として、新教科「情報」「福祉」の創設が提起された。

他方, 1996 年 7月の中央教育審議会第一次答申においては、横断的・総合的な指導を推進するための「総合的な学習の時間」を設けることが提起され、1999 年に高等学校の学習指導要領が改訂された。「総合的な学習の時間」には、学習活動例として「福祉・健康」が挙げられている。

日本も高齢社会を迎え、福祉の在り方についても様々な議論がなされており、福祉教育の必要性が各方面から問われてきた。高等学校における教科「福祉」と「総合的な学習の時間」の福祉領域について、その特徴をまとめ、相互関連性について検討することは、福祉教育の在り方を考えるのにも有効であろう。本論文では、両者の関連性についても論じ、併せて福祉教育の課題について言及することにしたい。

Ⅱ. 教科「福祉」の特徴

1. 教科「福祉」の創設経緯

教科「福祉」の創設経緯は、硯川(2002)が以下のようにまとめているので紹介しておこう。

- (1) 1985 年 2月に理科教育及び産業教育審議会答申(「高等学校における今後の職業教育の在り方について」) で、多様な国民の福祉ニーズに対応するために、福祉関連業務に従事する人材を育成する「福祉」科などの設置について、地域社会の実情等も踏まえながら検討を行っていく必要があるとした。
- (2) 1985 年 5 月に文部省は産業教育に関する調査研究協力者を委託して設けられた調査研究グループの1つ「職業学科の改善・充実」が開催した「福祉科部会」において調査を実施し、その結果を1987年6月に「福祉科について(産業教育の改善に関する調査研究)」としてまとめた。
- (3) 1987 年 5 月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立し、介護福祉士国家試験受験資格に、「福祉科」卒業が結びつくルートの1つとして位置づけられた。このことが、福祉に関する学科(普通科のコースや総合学科の系列等を含む)の設置を活発化させることとなった。

- (4) 1998年7月に理科教育及び産業教育審議会答申(「今後の専門高校における教育の在り方等について」)が出され、高齢者の介護需要の増大に対応して、福祉企業が独立の領域をつくるようになってきており、介護サービスに従事するマンパワーの育成が社会的に要請されていることから、福祉関連業務に従事する者に必要な社会福祉の理念・意義の理解や、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得など、社会福祉の増進に寄与する能力と態度の育成に関する教育体制の充実が要請されている。そこで、これらの人材育成を促進するため、専門教育に関する教科「福祉」を新たに設ける必要が生じた。
- (5) 1998 年 7 月に「幼稚園,小学校,中学校,高等学校,盲学校,聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」と題する教育課程審議会答申が出され,教科「福祉」の創設の意義が示された。
- (6) 1999 年 3 月に高等学校学習指導要領が改訂され、新教科として「福祉」が創設された。

以上から見て取れるように、教科「福祉」の新設構想は約 15 年程前から考えられていた。高齢者の増加とそれに伴う福祉の充実の必要性が求められていた時代的背景があったと言える。

2. 教科「福祉」の目標

教科「福祉」の目標は、学習指導要領(文部省、2000)によれば次のようになっている。

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

単なる机上の学習ではなく、総合的、体験的に習得させることや、知識と技術の習得にとどまらず、豊かな福祉観を養い、社会福祉関連の職業に従事する者として必要な意識を高めることが求められている。また、福祉社会の一員として生活上の問題に関心を持ち、日々の生活の中でどのように社会福祉や社会保障が関連しているかを学ぶとともに、基本的人権やプライバシーの尊重など自立生活を支援する態度の必要性を重視することが求められている。

3. 教科「福祉」の科目構成

教科「福祉」は次の7科目から構成されている(文部省,2000)。

(1) 社会福祉基礎

「社会福祉基礎」は、専門教科「福祉」における学習の基礎的な科目として、原則として全ての生徒に履修させる科目に位置づけられている。「社会福祉基礎」の目標は、「社会福祉に関する基礎的な知識を習得させ、現代社会における社会福祉の意義や役割を理解させるとともに、社会福祉の向上を図る能力と態度を育てる。」となっている。この科目は、①現代社会と社会福祉、②社会福祉の理念と意義、③社会福祉の歴史、④社会福祉分野の現状と課題、⑤社会福祉の担い手と福祉社会への展望の5項目で構成されており、2~6単位程度履修されることが想定されている。

(2) 社会福祉制度

「社会福祉制度」の目標は、「社会福祉の法制度、社会福祉施設、社会福祉サービスなどに関する知識を習得させ、社会福祉の現状を理解させるとともに、社会福祉サービスの向上を図る能力と態度を育てる。」となっている。この科目は、①社会福祉の法と制度、②高齢者・障害者の福祉、③児童家庭福祉、④社会福祉関連施策、⑤社会福祉施設の5項目で構成されており、2~4単位程度履修されることが想定されている。

(3) 社会福祉援助技術

「社会福祉援助技術」の目標は、「対人援助に関する知識と技術を習得させ、社会福祉援助技術活動に活用する能力と態度を育てる。」となっている。この科目は、①社会福祉援助活動の意義と方法、②社会福祉援助技術の方法と実際、③レクリエーションの考え方と展開、④コミュニケーションの技法の4項目で構成されており、2~6単位程度履修されることが想定されている。

(4) 基礎介護

「基礎介護」の目標は、「介護の意義及び高齢者と障害者における介護の役割を理解させ、介護に関する基礎的な知識と技術を習得させるともに、介護を適切に行う能力と態度を育てる。」となっている。この科目は、①介護の意義と役割、②高齢者の生活と心身の特徴、③障害者の生活と心理、④自立生活支援と介護、⑤地域生活を支えるシステムの5項目で構成されており、2~6単位程度履修されることが想定されている。

(5) 社会福祉実習

「社会福祉実習」の目標は、「介護等に関する体験的な学習を通して、総合的な知識と技術を習得させ、社会福祉の向上を図る実践的な能力と態度を育てる。」となっている。この科目は、①介護技術の基本と実際、②高齢者と障害者の介護、③社会福祉現場実習の 3 項目で構成されており、 $2\sim10$ 単位程度履修されることが想定されている。

(6) 社会福祉演習

「社会福祉演習」は、教科「福祉」における学習の総合的な科目として、原則として全ての生徒に履修させる科目に位置づけられている。「社会福祉演習」の目標は、「課題研究や事例研究などの学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。」となっている。この科目は、①調査、研究、②事例研究、③ケアプランの3項目で構成されており、2~6単位程度履修されることが想定されている。

(7) 福祉情報処理

「福祉情報処理」の目標は、「社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、福祉の各分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。」となっている。この科目は、①高度情報通信社会と福祉サービス、②コンピュータの仕組みと活用、③福祉サービスとコンピュータの活用の3項目で構成されており、2~4単位程度履修されることが想定されている。

4. 介護福祉士の受験資格と教科「福祉」との関連性

介護福祉士の受験資格は、高等学校もしくは中等教育学校卒業者で該当科目の所要単位数を修めたものに与えられる。社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条別表1(2006年3月最終改正)において定められた必修科目は、次の通りである(桐原、2004)。

教科「福祉」では「社会福祉基礎」4単位,「社会福祉制度」2単位,「基礎介護」6単位,「社会福祉援助技術」4単位,「社会福祉実習」6単位,「社会福祉演習」4単位となっている。教科「家庭」では「家庭総合」4単位となっている。教科「看護」では「看護基礎医学」4単位となっており,合計34単位の修得が必要である。

以上から見て取れるように、介護福祉士の受験資格に該当する科目は、教科「福祉」の各科目と共通点が多く、福祉科の卒業生に介護福祉士の受験が可能な状況になっている。福祉科の卒業生に介護福祉士の資格を取ることを勧める学校が多いことも頷ける。

Ⅲ. 教科「福祉」の指導上の課題

教科「福祉」は、**2003** 年度から高等学校で開設されるようになり、様々な実践が蓄積されてきている。その中で指導上の課題について触れてみよう。

まず第1に、福祉科担当教員の配置が不十分である点が挙げられる。教員採用試験で「福祉」の枠を設けて募集している県は多くない。2000 年代冒頭の頃は他教科担当の教員が認定講習を受けたり、高等学校教員資格認定試験を受験して担当資格を取得したが、現在では高等学校教員資格認定試験は実施されておらず(「福祉」は2002 年度をもって廃止)、認定講習も現在はほとんど行われていない。ちなみに 2000 年から 2002 年までの 3年間での認定講習による免許取得者は 1517 名、高等学校教員資格認定試験「福祉」の合格者は 9.7%、173 名である(2003 年度全国高等学校校長協会家庭部会福祉科高等学校校長会資料による)。それに対して 2003 年度の福祉関連学科の生徒在籍数(介護福祉士国家試験受験可能校)は、17810 名である。

社会福祉学部や教育学部の福祉コースでは教職課程認定を受ける大学が増えたので、「福祉」の教員免許状取得者を輩出しているが、その受け皿が十分でない点が問題である。教科「福祉」の指導内容は、前述のように7

科目と多岐にわたり専門性も高いため、福祉科や福祉コースを設置している高校では相当数の教員配置が求められる。

第2に、教科「福祉」は、「社会福祉実習」や「社会福祉演習」のような体験的学習や実習を行う科目が含まれているが、地域によっては実習の受け皿となる施設が不十分なところがある点である。学校と社会福祉協議会との連携の必要性は言うまでもないが、高齢者や障害者の施設、医療機関との連携も大切である。実習指導には、教師の労力が相当かかるが、担当教師が僅かであるため無理をしている。

学習指導要領でも、「福祉に関する各学科においては、原則として福祉に関する科目に配当する総授業時数の 10 分の5以上を実験・実習に配当すること。」(文部省, 2000) となっているが、そのためには学校・教師側の 努力が必要である。

第3に、教科「福祉」の各科目の教科書の発行会社が2~3社と少なく、学校の選択の余地が極めて少ない点である。もちろん授業は教科書そのものを教えるものではないが、教科書の有機的活用は必要である。指導資料や教材開発も不十分であり、創意工夫のある分かりやすい授業にはなかなかなり得ていない。

第4に、外部の人材の活用が不十分である点である。介護福祉士や社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉関係職の資格を有する教員はまだ少ないため、このような職に従事する人々をゲストティーチャーとして学校に呼ぶことが考えられるが、財政的にもスタッフの数からも余裕がない。様々な患者支援団体、例えば DARC (薬物依存症支援団体) や A. A. (Alchoholics Anonymous) などの自助グループのメンバーに体験談を語ってもらうとリアリティのある授業になるが、実行は難しいように思われる。

第5に、就業体験を積極的に取り入れるように学習指導要領では述べられているが、地域によってはその受け 皿が乏しいということがある。

第6に、「福祉情報処理」を担当できる教員がまだ少なく、一部の学校では不開講となっている点である。「福祉情報処理」の授業は、コンピュータによる情報処理やホームページの作成、ソフトウェアの使用、セキュリティなど多岐にわたる(軽部、2004)が、福祉科の教員一人ではなかなかこなすことが困難である。教科「情報」担当の教員との連携を期待したい。

ところで、高等学校の福祉科教員の西村(1995)は、介護福祉士試験受験資格制度による高校福祉教育にもたらす諸問題として、①受験資格科目の拘束のため、一般教科・専門教科を問わず学問的体系性や系統性への配慮が軽視され、カリキュラムに影響を与えている、②受験対策を念頭に置いた指導となり、教科書や教育内容に影響を与えている、③進路(進学と就職)への影響ーの3点を挙げている。西村の論文は、高等学校学習指導要領に専門教科「福祉」が設置される以前に執筆されたものであるが、現在でも彼の指摘は妥当なものであると言えよう。

Ⅳ. 「総合的な学習の時間」の福祉領域の学習

「総合的な学習の時間」は、1999 年の学習指導要領の改訂で小学校3年から高等学校までに設置された。高等学校では卒業までに105~210 単位時間(3~6 単位)を履修させることになっている。高等学校の学習指導要領では、「総合的な学習の時間」のねらいは、①自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること、②学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすることの2つが挙げられている。そして、学習活動の例示としては、①国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、②生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、③自己の在り方生き方や進路についてを考察する学習活動の3つが挙げられている。これからも分かるように、「福祉」領域は「総合的な学習の時間」の重要な学習活動領域である。

「総合的な学習の時間」の「福祉」領域の学習の現状はどうであろうか。一般の公立高校で「福祉」領域を取り上げている学校はあまり多くなく、とりわけ進学校でその傾向が顕著である。取り上げている場合も、キャップハンディ体験やインスタントシニア体験、車椅子の乗車などの体験活動に終始していることが多い。このような体験活動は、小学校や中学校の「総合的な学習の時間」でもよく行われており、初めて「総合的な学習の時間」が登場した頃では新鮮味もあるが、既に小・中学校で体験していると、生徒の興味・関心・意欲は低下してしま

うのも当然であろう。高等学校レベルでの「知」の深化・総合化が十分になされていないと言える。体験だけで終わってしまうと、「高齢者や障害者は大変である、可哀想である」といった表面的・皮相的な「理解」になってしまう。この点を克服することが大切である。

菅井(2000)は、福祉課題は高齢者や障害者をめぐるものだけではなく、児童・生徒たちの周囲にも、彼ら自身が抱える福祉課題一離婚や虐待などを含む家族間の問題、非行の問題、いじめや怠学などの学校内の問題一があり、さらに失業や多重債務などを含む貧困の問題、ジェンダーに関する問題、人種的少数者の福祉など、児童・生徒が生活する地域には、福祉課題が山積みしていると指摘している。さらに、彼は従来の福祉教育の一部には「心を育てる」ことに終始するものが少なからず見られたが、「総合的な学習の時間」の趣旨に照らすと、これが目的になってはいけなく、児童・生徒が自らの中に「総合的な知」を形成することに資するものでなければならないと警鐘を鳴らしている(菅井、2000)。

社会科学の視点からの「福祉」学習が全般的に弱い。高齢者や障害者のための法律、予算などの検討や、高齢者や障害者の生活実態の分析なども授業で取り上げるべきであろう。公民科「現代社会」では、「ノーマライゼーション」「バリアフリー」や社会保障制度が「現代に生きる私たちの課題」の中の「豊かな生活と福祉社会」の単元で取り扱われている(文部省、1999)。また、「現代の社会と人間としての在り方生き方」の中の「少子高齢化」の単元でも高齢化に伴う介護あるいは福祉などについて取り扱われている(文部省、1999)。「現代社会」とクロスさせて「総合的な学習の時間」の授業を行うことで、教科学習と「総合的な学習の時間」の相互環流が可能となるのである。つまり、教科「現代社会」で学んだ知識を「総合的な学習の時間」での問題解決学習や体験学習、調査などを通して深化・総合化することが可能となる。

高等学校における「総合的な学習の時間」の「福祉」領域の教材開発が遅れているのも課題である。老人ホームの訪問やボランティア活動で終わってしまっている実践が多いが、これらの体験から新たな学習を引き出していく必要があろう。高齢者や障害者のために消費税を増税すべきか否かといった論題でディベート学習を行ったり、障害理解学習を行ったりすることも考えられる。

V.教科「福祉」と「総合的な学習の時間」の福祉領域との関連性

これまで見てきたように、教科「福祉」と「総合的な学習の時間」の「福祉」領域との関連性は強く、共通点も多い。福祉に関する学科においては、「総合的な学習の時間」における学習活動により「社会福祉演習」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「総合的な学習の時間」における学習活動をもって「社会福祉演習」の履修の一部又は全部に替えることができる(逆も可)と学習指導要領(総則第4款の6)で示されている。両者がねらいとしているものが軌を一にしていると言えるからであろう。

相違点と言えば、教科「福祉」は教科の1つとして位置づけられるので、数値的な評価を行うことになり、指導要録にも記載される。他方、「総合的な学習の時間」は教科ではないため、数値的な評価は行わない(指導要録では文章記述)ことである。また、教科「福祉」では、各科目の学習内容は学習指導要領で細かく規定されているのに対して、「総合的な学習の時間」は各学校の自由裁量に委ねる部分が大きい。さらに、「総合的な学習の時間」の「福祉」領域の指導は、教科「福祉」の免許を持たなくても誰でもが担当可能である。「福祉」担当教員をコーディネーターとして研究開発を進め、全教員が関わることが期待されている。

Ⅵ. おわりに

教科「福祉」は専門学科の開設科目であるが、これからの高齢社会を迎える日本の高校生には普通科も含めて全高校生に履修させるべき教科であると考えたい。「福祉の心」を持った青年を社会に送り出すためには必修化を図ることが望まれる。もちろん全科目ではなく、「社会福祉基礎」を中心に「基礎介護」などを取り込んだ内容とし、 $2\sim4$ 単位程度の配置がよいだろう。幸い学習指導要領では、「学校設定科目」の開設の可能性が示されている(総則第2款の4)。現行でも「福祉」に関する科目の開設が各学校の判断で可能となっている。もし、科目として設定することができなければ、「総合的な学習の時間」の中に「福祉」領域を必ず含めるようにする

という手立てが考えられる。

西村 (1995) は、高等学校の福祉教育の当面の課題として、福祉教育の理念や目標のアウトラインを示しつつ、教育内容を検討して副読本や資料集など高校生の発達段階に配慮した優れた教材を開発していくことを指摘している。そして、高校福祉科の教育を"安上がりのマンパワー養成教育"に終わらせないためには、生徒の進路保障問題(特に進学=高等教育機関との接続)の解決が密接に関連していることや、あるべき「介護福祉士」像や「福祉専門職」像をどうとらえるかという視点も大切であると論じている。

また、高橋(1995、1997)は、福祉教育の在り方について、「福祉を学ぶ権利」と「国民的福祉教養」の2点から問題を提起しているが、福祉教育者や研究者の中ではまだ十分に検討されていない。しかし、高橋の提起は傾聴に値するものであり、福祉教育の実践においては留意すべきものであると言えよう。彼の提起についての考察は、別の機会に譲りたい。

福祉教育は高齢者や障害者などの社会的弱者の権利を保障し、人権を守るという意味で優れて民主主義的である。教師自らも適切で民主主義的な福祉観を形成するように努め、研修に励むことは言うまでもない。また、福祉教育は机上の学習では不十分であり、価値ある豊かな体験を通して進めることが肝要である。学習環境の整備や教材開発についても、福祉教育関連学会や教育研究団体の手で進めていくことが求められる。

文 献

軽部幸浩 2004 「福祉情報処理」の教育法 桐原宏行(編) 福祉科教育法 Pp.203-229. 三和書籍

桐原宏行 2004 教科「福祉」の教育目標と教育課程の編成 桐原宏行(編) 福祉科教育法 Pp.19·40. 三 和書籍

文 部 省 1999 高等学校学習指導要領解説 公民編 実教出版

文 部 省 2000 高等学校学習指導要領解説 福祉編 実教出版

西村和正 1995 高校福祉科における福祉教育 障害者問題研究, 23 (2), 78-88.

菅井直也 2000 学校における福祉教育実践の課題と展望 阪野 貢(編) 福祉教育の理論と実践 Pp.194·203. 相川書房

硯川眞旬 2002 福祉科教育の意義 硯川眞旬・佐藤豊道・柿本 誠(編) 福祉科教育法 Pp.1-19. ミネルヴァ書房

高橋 智 1995 「人権としての福祉教育」の創造をめぐる理論問題 障害者問題研究, 23 (2), 4-11.

高橋 智 1997 教育学教養と福祉教養-教育学教育における福祉教育の意義- 東京学芸大学紀要 第1部 門,48,313·322.